



多文化共生を進める市の姿勢を



6月市議会では日本共産党から松本さちえ議員が一般質問を行いました。質問の一部を紹介します。

今、川口市に居住する外国籍居住者について、駅前など市内での街宣やインターネット上で様々な嘘と特定の民族に対する誹謗中傷が続いています。川口市で暮らすことが危険に満ち溢れているかのように揶揄され、それにより市内でくらす市民の安心が脅かされています。

そうした中、市長は外国人対応連携事業を実施することを発表し「一部の外国人住民によるごみ出しなどのルール違反や無免許運転、性犯罪行為、不法滞在、不法就労などに対し地域住民から不安な声が寄せられている」として、市役所内に入管庁職員が常駐し入国管理を含む外国人に関する一元的な相談窓口を7月より危機管理部くらし安全課内に設置するとしている。

市長が、正規の在留資格をもたない非正規の外国籍居住者を一括し「不法滞在」として表現したこと、それが地域住民の不安につながっているとしているが承服できない。市内に非正規滞業者が滞在することと迷惑行為・犯罪行為は一緒にはできない。また、ごみ出しルールなど日常生活上の問題や、無免許運転や性犯罪行為などは国籍に寄らずルールを守り、犯罪は罰せられるべきであり、国籍によって対応を特化する必要はない。

さらに、入国管理に関する職員が市役所内に常駐することで、これまで川口市が人道的な支援策をしてきた非正規滞業者が頼れる場所がなくなってしまうのではないかと、また、ごみ問題や近隣の騒音など互いの文化やマナーの違いから起こる日常の問題について、外国人がいることで生じる問題と市民を分断するようなメッセージを市が発信してしまうことになるのではないかと懸念もある。

これらの日常に生じる問題の解決を「外国人問題」と一括りにすることこそ、市民を分断することになるのではないかと強い危惧の念をもっています。分断は、市民が隣人を監視し、市が管理を強めるものにつながっていきます。

外国人対応相談窓口について

【問】市がさらに分断を持ちこむようなメッセージに捉えられ兼ねないということが重大な問題。市の見解は。

【答】これまで多文化共生指針のもと、多文化共生の実現のために取り組んできた。一方で生活習慣の違いなどによる住民間での困りごとや、一部の外国人の方による不法行為などについても、ご意見を寄せられているところでございます。そこで、国、県、市がそれぞれの役割を果たし、相互に連携しながら、市民からの外国人に関する困りごとなどに対し、一元的に相談窓口を設け、市民の困りごとや不安の解消に努め、もって、秩序ある共生社会に資することを目指して、この事業を行うものです。

『意見』多文化共生と言いながら、実態は外国人への差別につながり兼ねないことをしている。

新たな窓口で市民や外国籍住民当事者が相談に行っても、対応するのはそれぞれの担当部署になり、それぞれが問題の解決にあたることとなります。市民を分断するようなことではなく、日常に生じる問題の解決は、それぞれの部署が困っていることにもっと対応すべき。

あらゆる差別を許さない市の姿勢を強く発信すること

【問】ヘイトスピーチを許さない市としての取り組みを

【答】ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動としまして、法務省の作成したポスターやチラシを通じて周知することが有効でありますことから「ヘイトスピーチ、許さない。」をキャッチコピーとしたポスターやチラシの配置場所を増やすなど、市民の周知・啓発に努めて参ります。

2026年6月28日 No.1842

日本共産党川口市議会議員団

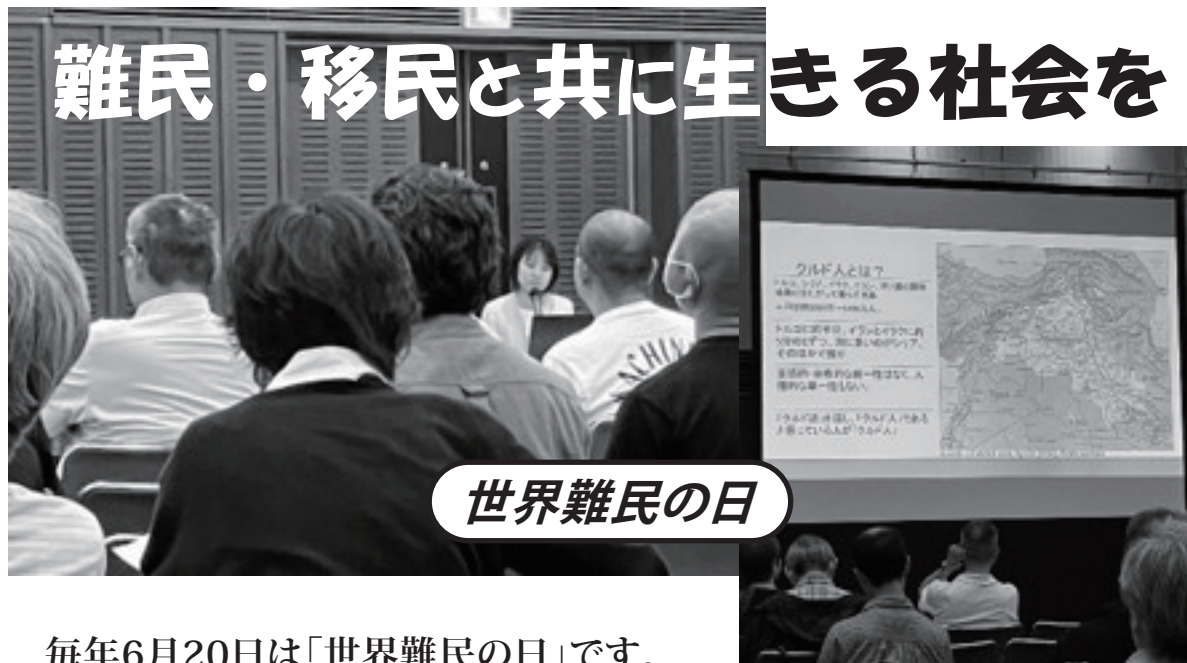
川口市前川 2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528
<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>



新川口

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

難民・移民と共に生きる社会を



世界難民の日

毎年6月20日は「世界難民の日」です。

この日は、紛争や迫害などにより故郷を追われた人々の保護と支援に対する、世界的な関心を高めるために国連が制定した国際デーです。もともとは、アフリカ統一機構(OAU、現アフリカ連合)が定めた「アフリカ難民の日」でしたが、世界各地で難民問題が深刻化したことを受け、2000年12月の国連総会で「世界難民の日」として制定されました。制定の目的は、紛争や人権侵害など、やむを得ない事情で故郷を離れざるを得なかった人々の過酷な現状に理解を深める事。そして国連UNHCR協会などの国連機関や、NGOによる活動への支援と連帯の輪を世界中に広げるといった支援の促進です。世界難民の日である6月20日前後には、日本各地でも様々な啓発イベントや写真展が開催されます。

今年は、20日に川口駅前ホール「フレンジア」にて「在日クルド人と共に」の主催による「難民・移民と共に生きる社会を」という講演会とシンポジウムが開かれました。講演会は2部制になっており、アジア経済研究所図書館ライブラリアンの能勢美紀さんによるクルド語で話し、書き、残すということ 言語と文化継承から考えるクルド人への理解と、都留文科大学准教授の上野貴彦さんによる「外国人受け入れ論争」から課題解決への実務へ 摩擦から地域の関係性を編み直す「反うわさ戦略」を例にというテーマで語られました。講演会の後にはシンポジウムとなり、二人の講演者がお互いの感想を言い、会場参加者からの質疑に答えていきました。

参加者は80名でスタッフと合わせると100人もの人が集まっていました。皆さん真剣でした。

最高裁判決に伴う 生活保護費の追加給付について

2013年(平成25年)に国が行った生活扶助基準の引き下げを巡り、2025年(令和7年)6月の最高裁判決は、「デフレ調整にかかわる判断の過程及び手続きに過誤、欠落があった」ことを指摘し、違法と判断しました。この判決を受け、引き下げられた生活保護費の差額分の一部を追加支給する方針を決定しました。そのため、川口市において追加給付が実施されます。

【追加給付の対象となる期間】 2013年8月～2026年3月

給付対象期間のうち2018年10月～2026年3月までの間は特定の基準生活費・加算等を受給した世帯に限る。

※特定の基準生活費・加算等とは、入院患者日用品費・介護施設入所者基本生活費、介護施設入所者加算、期末一時扶助、障害者加算(重度障害者加算、他人介護料、家族介護料を除く)・在宅患者加算・妊産婦加算・放射線障害者加算(2023年10月以降に限る)・冬季加算(入院・介護施設)・母子加算(入院患者等)、20歳未満控除

【追加給付の対象となる世帯】

- ▶給付対象期間に川口市で生活保護を利用し、現在も継続している世帯。
- ▶給付対象期間中に川口市で生活保護を利用していたが、現在は停止又は廃止となっている世帯。

※支給を決定する時点で亡くなられている方は対象外です。

【追加給付の方法について】

- ▶川口市で生活保護の利用を継続または停止中の方
決定通知を送付のうえ支給開始となります。申請や申し出は不要です。
- ▶川口市で生活保護を利用していたが現在は廃止となっている方
川口市に対して申出が必要です。申出の期間は年度内となっています。

【問い合わせ先】 048-242-3530 (専用コールセンター)

受付時間: 8:30～17:15 ※平日のみ

設置期間: 令和9年3月31日まで